

岩手県警察の広報及び広聴に関する訓令

(平成15年2月3日警察本部訓令第3号)

警 察 本 部
警 察 学 校
警 察 署

岩手県警察の広報及び広聴に関する訓令を次のように定める。

岩手県警察の広報及び広聴に関する訓令

(目的)

第1条 この訓令は、岩手県警察(以下「県警察」という。)における広報及び広聴に関する活動(以下「広報活動」という。)を適正かつ効果的に行うため、必要な事項を定めることを目的とする。

(広報活動)

第2条 広報活動は、警察の運営の方針、施策及び活動実態並びに関係法令等を県民に伝えることにより、県警察に対する県民の理解と協力を得るとともに、県警察に対する県民の意見、要望等を聴き警察運営に反映することを基本として行うものとする。

(職員の心構え)

第3条 職員は、各自が警察広報の実践者であることを自覚し、常に県民に好感を与える言動に徹し、あらゆる機会を通じて広報活動の推進に努めなければならない。

(広報活動の業務)

第4条 この訓令において広報活動の業務とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 広報活動に必要な企画、調査及び研究並びに連絡調整に関すること。
- (2) 警察の運営方針、活動状況等の広報に関すること。
- (3) 警察に対する県民の意見、要望等の聴取又は調査並びに処理に関すること。
- (4) 報道機関、官公署及びその他の各種団体との広報連絡に関すること。
- (5) 職員に対する広報についての指導教養に関すること。
- (6) 広報資料の収集、管理及び提供に関すること。
- (7) その他広報活動全般に関すること。

(所属長の責務)

第5条 所属長は、所掌事務の実施に必要な広報活動を積極的かつ効果的に推進するように努めなければならない。

(広報担当者)

第6条 広報活動を円滑に行うため、各所属に広報担当者を置く。

- 2 広報担当者には、本部にあっては次長等、署にあっては副署長又は次長をもって充てる。
- 3 広報担当者は、所属長の指揮を受け、県民課及び関係所属と緊密な連絡を図り広報活動を推進するものとする。

(補則)

第7条 この訓令の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この訓令は、平成15年4月1日から施行する。
- 2 岩手県警察の広報活動に関する訓令(昭和49年岩手県警察本部訓令第13号)は廃止する。